

香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第25号

香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例施行規則（平成25年香川県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
社会福祉施設等	記録等	社会福祉施設等	記録等
1 略		1 略	
2 保育所	(1) 略 ア 略 イ <u>全体的な計画</u> （保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に規定する <u>全体的な計画</u> をいう。） ウ・エ 略 (2)・(3) 略	2 保育所	(1) 施設の運営に関する記録 ア 略 イ <u>保育課程</u> （保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）に規定する <u>保育課程</u> をいう。） ウ・エ 略 (2)・(3) 略
3～5 略		3～5 略	
6 幼保連携型 認定こども園	(1) 略 ア <u>教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画</u> （幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に規定する <u>教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画</u> をいう。） イ・ウ 略 (2) 略	6 幼保連携型 認定こども園	(1) 施設の運営に関する記録 ア <u>教育及び保育の内容に関する全体的な計画</u> （幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に規定する <u>教育及び保育の内容に関する全体的な計画</u> をいう。） イ・ウ 略 (2) 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。